特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

御注意

「14」欄には、「13」欄がマイナスであるときは、「9」欄の金額にそのマイナスの金額を加算した金額を記載します。また、「34」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「32」欄で切り捨てた千円未満の端数より多いときは、これを切り上げた金額を記載します。

当期留保金額の計算	留保所得金額(別表四「38の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額)	1	円	所得基準額の計算	所得金額総計(別表四「30の①」)	16	円
	前期末配当等の額(前期の(3))	2			受取配当等の益金不算入額((別表八「12」又は「24」)から連結法人間配当等の額に係る金額を除いた金額)	17	
	当期末配当等の額	3			法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。)(別表四「16」及び益金不算入附帯税(利子税を除く。)の受取額)	18	
	法人税額(別表一(一)「4」＋「5」＋「7」＋「10の外書」－「11」－「44」)	4			新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額(別表十(二)「42」)	19	
	住民税額の計算 住民税額の計算の基礎となる法人税額(別表一(一)「2」＋「5」＋「7」＋「10の外書」－「11」－「43」－別表六(一)「23の計」－別表六(七)「13」－別表六(八)「19」－別表六(九)「28」－別表六(十二)「27」－別表六(十五)「20」－別表六(十六)「28」－別表六(十九)「30」－別表六(二十二)「27」－別表六(二十六)「9」)	5			沖縄の認定法人の所得の特別控除額(別表十(一)「9」又は「12」)	20	
	住民税額の計算 住民税額(5)×20.7%	6			収用等の場合等の所得の特別控除額(別表十(五)「18」、「33」、「38」及び「43」)	21	
	当期留保金額((1)＋(2)－(3))－(4)－(6)	7			肉用牛の売却に係る所得の特別控除額(別表十(六)「22」)	22	
積立金基準額の計算	期末資本金の額又は出資金の額	8			特定子会社の子会社株式等の譲渡利益相当額の損金算入額	23	
	同上の25％相当額	9			課税済留保金額の損金算入額(別表十七(二の二)「35」)	24	
	期首利益積立金額(別表五(一)「31の①」)又は((別表五(一)「31の①」)－(2))	10			課税対象留保金額の益金算入額(別表十七(二)「40」)	25	
	期中増減 適格合併等により増加した利益積立金額	11			所得等の金額(16)＋(17)＋(18)＋(19)＋(20)＋(21)＋(22)＋(23)＋(24)－(25)	26	
	期中増減 適格分割型分割等により減少した利益積立金額	12			所得基準額(26)×(40％又は50％)	27	
	期末利益積立金額(10)＋(11)－(12)	13		自己資本基準額の計算	前期末の総資産の額	28	
	積立金基準額(9)－(13)	14			前期末の自己資本の額((前期末資本金等の額)＋(前期末利益積立金額等)＋(前期末同族株主借入金等の額))	29	
					自己資本基準額((28)－(29))×$\frac{3}{7}$－(29)	30	
定額基準額 2,000万円×$\frac{\text{12}}{12}$		15		留保控除額((14)、(15)、(27)と(30)のうち多い金額)		31	
				課税留保金額(7)－(31)		32	0 0 0

留保金額に対する税額の計算

課税留保金額			税額		
年3,000万円相当額以下の金額((32)又は(3,000万円×$\frac{\text{12}}{12}$)のいずれか少ない金額)	33	円 0 0 0	(33)の10％相当額	37	円
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額(((32)－(33))又は(1億円×$\frac{\text{12}}{12}$－(33))のいずれか少ない金額)	34	0 0 0	(34)の15％相当額	38	
年1億円相当額を超える金額(32)－(33)－(34)	35	0 0 0	(35)の20％相当額	39	
計(32)(33)＋(34)＋(35)	36	0 0 0	計(37)＋(38)＋(39)	40	